

しまねエコ農産物等に係る表示ガイドライン

第1 適用の範囲

このガイドラインは、農産物（野菜及び果実並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものをいう。）及びその加工品（以下「農産物等」という。）であって、不特定多数の消費者に販売されるものに適用するものとする。

第2 生産の原則

第1の範囲内において、このガイドラインに基づく表示を行う農産物等は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

第3 定義

このガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
しまねエコ農産物	第2の原則に基づくとともに、次の1及び2並びに3の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。 1 当該農産物の栽培期間における節減対象農薬成分の使用回数が、島根県の慣行レベル（表1）の5割以下であること。 2 当該農産物の栽培期間において使用される化学肥料の窒素分量が、島根県の慣行レベル（表1）の5割以下であること。 3 島根県の慣行レベル（表1）に定めのない農産物にあつては、当該農産物の栽培期間において節減対象農薬及び化学肥料を使用しないこと。
栽培期間	当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、苗等及び収穫物の調製を含む。以下同じ。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間をいう。なお、永年性作物にあつては原則として前作の収穫が全て終了した時点から、当該農産物の生産過程までをいう。
慣行レベル	1 農薬については、島根県の作期において当該農産物について慣行的に行われている栽培期間における節減対象農薬成分の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）をいう。 2 肥料については、島根県の作期において当該農産物について慣行的に使用される栽培期間における化学肥料の窒素分量をいう。
節減割合	1 農薬については、使用した節減対象農薬成分の使用回数が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。 2 肥料については、使用した化学肥料の窒素分量が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。

化学合成	化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。
農薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第3条第1項に規定する特定農薬を含まない。
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日付け農林水産省告示第59号）の別表2（以下、「日本農林規格の別表2」という。）に掲げるもの及び農薬製造メーカーが島根県知事あてに、農薬の製造過程において化学合成を行っていない旨を証明した農薬（有効成分）以外の化学合成農薬をいう。
化学肥料	有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日付け農林水産省告示第59号）の別表1（以下、「日本農林規格の別表1」という。）に掲げるもの以外の肥料及び土壌改良資材をいう。
不使用	栽培期間中において、次の1から3のいずれかを満たす場合をいう。 1 農薬を使用していない場合 （表示は「農薬：栽培期間中不使用」） 2 節減対象農薬を使用していない場合 （表示は「節減対象農薬：栽培期間中不使用」） 3 化学肥料を使用していない場合 （表示は「化学肥料：栽培期間中不使用」） なお、節減対象農薬及び化学肥料を使用していない種子、苗等の入手が困難であり、は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す節減対象農薬及び化学肥料が使用されていない種子、苗等を使用する場合は、不使用として取り扱うことができる。
容器包装類	農産物を入れ、若しくは包んでいる物で農産物を受け渡しする場合そのまま渡すもの又は農産物を結束するためのテープ若しくは農産物に貼付するシール等をいう。
表示票	農産物に関する情報を伝えるため、当該農産物に添付する票片をいう。
栽培責任者	ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
しまねエコ農産物使用加工食品	1 原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（しまねエコ農産物を除く。）及び農産物の加工品（しまねエコ農産物使用加工食品を除く。）並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。 2 食品添加物の使用は、当該加工食品を製造又は加工するために必要な最小限度のものであるものをいう。
食品添加物	有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日付け農林水産省告示第1606号）の別表1の添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く）をいう。
食品表示基準	食品表示法（平成25年法律第70号）の第4条第1項に規定する、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）をいう。

第4 しまねエコ農産物に係る表示ガイドライン

1 表示及び転記

しまねエコ農産物についての表示及び転記は、次により行うものとする。

- (1) 栽培責任者は、しまねエコ農産物についての表示を2及び3に定めるところにより容器包装類又は表示票を用いて流通段階で取引される単位ごとに出荷までに行うものとする。
- (2) 小分け業者は、しまねエコ農産物を新たに容器包装類に詰め換えるときは、栽培責任者が容器包装類又は表示票に表示した内容の全部を正確に転記するものとする。
- (3) (1)及び(2)により表示が行われたしまねエコ農産物を販売する者は、(1)及び(2)により表示が行われた容器包装類又は表示票を用いて表示又は転記を行うものとする。ただし、これにより表示を行うことが困難である場合には、栽培責任者、小分け業者が(1)及び(2)により容器包装類又は表示票に表示した内容の全部を正確に店頭のパネル等に転記して行うことができるものとする。

2 表示事項及び表示方法

- (1) しまねエコ農産物についての表示を行う者（以下「表示者」という。）が一括して表示すべき事項は、次のとおりとし、他と明瞭に区別される枠内に表示するものとする。

ア しまねエコ農産物の名称

「しまねエコ農産物」と記載するものとする。

イ このガイドラインに準拠している旨

「しまねエコ農産物等ガイドラインによる表示」と記載するものとする。

ウ 作物名

農産物の一般的名称を記載するものとする。

エ 栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。

- (2) 農薬を使用していないしまねエコ農産物にあつては、(1)に定めるもののほか、その旨を次のとおり表示するものとする。

「農薬：栽培期間中不使用」

- (3) 節減対象農薬を使用していないしまねエコ農産物にあつては、(1)に定めるもののほか、その旨を次のとおり表示するものとする。

「節減対象農薬：栽培期間中不使用」

なお、節減対象農薬以外の農薬を使用している場合にあつては、第5の3(3)に定める栽培管理記録において当該農薬の使用記録を保管するものとする。

- (4) 化学肥料を使用していないしまねエコ農産物にあつては、(1)に定めるもののほか、その旨を次のとおり表示するものとする。

「化学肥料：栽培期間中不使用」

- (5) 節減対象農薬又は化学肥料を使用したしまねエコ農産物にあつては、(1)に

定めるもののほか、節減割合を表示するものとする。

節減対象農薬の節減割合の表示は、「節減対象農薬：当地比〇割減」又は「節減対象農薬：島根県地域比〇割減」と記載するものとする。

化学肥料の節減割合の表示は、「化学肥料：当地比〇割減」又は「化学肥料：島根県地域比〇割減」と記載するものとする。

また、慣行レベルは、島根県が定めたもの（表1）とし、使用実態が明確でない場合にはしまねエコ農産物の表示は行わないものとする。

(6) 表示方法の例は、別記1のとおりとする。

3 流通関係者の義務

(1) このガイドラインに基づく表示が行われたしまねエコ農産物について、その後の流通段階において化学合成資材の添加又は処理が行われた場合は、流通関係者はこれら添加又は処理が行われたロットについて当該表示を抹消しなければならないものとする。

(2) このガイドラインに基づく表示が行われたしまねエコ農産物が他の農産物と物理的に明瞭に区分されていない場合、又は当該表示としまねエコ農産物とが一体となった状態が維持されていない場合には、流通関係者はその表示を抹消しなければならないものとする。

(3) 表示の転記を行った流通関係者は、栽培責任者が容器包装類又は表示票に表示した内容を必要に応じて当該しまねエコ農産物の受け渡し時に相手方に提示できるように、当該容器包装類又は表示票を保管するものとする。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、表示しないものとする。

(1) 一括表示の枠内におけるこのガイドラインに示した表示事項以外の事項の表示

(2) しまねエコ農産物の表示をした場合の「天然栽培」、「自然栽培」等のしまねエコ農産物の表示と紛らわしい用語（ただし、従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するもので一括表示の枠外に表示した場合を除く。）

(3) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(4) 通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(5) このガイドラインの表示事項の内容と矛盾する用語

(6) 当該しまねエコ農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示（島根県エコロジー農産物推奨要綱第6で規定する「推奨マーク」を含む）

(7) 「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」等の表示、「島根県」及び「推奨」を組み合わせた表示

第5 しまねエコ農産物の生産及び出荷の管理方法

1 生産ほ場の設定条件

しまねエコ農産物を生産する一定区画のほ場（その集合を含む。以下「生産ほ場」という。）は、他のほ場と明瞭に区別することが可能であること。

2 生産者

しまねエコ農産物の生産者（以下「生産者」という。）は、栽培責任者を定めるとともに、その生産及び出荷を行うにあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) しまねエコ農産物の生産及び出荷が適切かつ円滑に行われるよう、適切な管理に努めるものとする。
- (2) (1)の管理においては、生産ほ場の栽培管理状況及び生産ほ場からの出荷の状況等を計画的に点検し、それらがしまねエコ農産物の生産に適当でないと判断される場合には、速やかに出荷を取り止めること等によって適正な生産及び出荷の管理に努めるものとする。

3 栽培責任者

栽培責任者は、次の事項を実施することにより、生産者が適切な生産及び出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行うものとする。なお、生産者は栽培責任者を兼ねることができるものとする。

- (1) 栽培責任者は、生産ほ場に次の事項を記載した看板を設置するものとする。その記載例は、別記2のとおりとする。

- ア 生産ほ場であること
- イ 生産ほ場の番号及び面積
- ウ 作物名
- エ 栽培責任者の氏名

団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名

- (2) 栽培責任者は、しまねエコ農産物の栽培開始前に、次の事項を内容とする栽培計画を作成し、3年間保存するものとする。栽培計画の記載例は、別記3のとおりとする。

- ア 生産者の氏名及び住所
- イ 栽培責任者の氏名及び住所
団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地
- ウ 生産ほ場の番号及び所在地
- エ 作物名、品種名及び栽培面積
- オ 作業計画
- カ 栽培期間における使用目的別の使用予定資材の名称、使用量及び使用時期
- キ 予想される収穫量及び出荷量

- (3) 栽培責任者は、次の事項を記載した栽培管理記録を作成し3年間保存しなければならない。栽培管理記録の記載例は、別記4のとおりとする。

- ア 生産者の氏名及び住所
- イ 栽培責任者の氏名及び住所
団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地

- ウ 生産ほ場の番号及び所在地
 - エ 作物名、品種名及び栽培面積
 - オ 作業実績
 - カ 栽培期間における使用目的別の使用資材の名称、使用量及び使用時期
 - キ 収穫量及び出荷量
- (4) 栽培責任者は、次の事項を記載した出荷記録を作成し3年間保存しなければならない。出荷記録の記載例は、別記5のとおりとする。
- ア 生産者の氏名及び住所
 - イ 栽培責任者の氏名及び住所
団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地
 - ウ 作物名、品種名、生産ほ場番号
 - エ 収穫面積
 - オ 出荷年月日
 - カ 出荷先
 - キ 出荷形態別出荷量
 - ク 出荷量

第6 しまねエコ農産物使用加工食品

1 表示

しまねエコ農産物使用加工食品の定義を満たしている加工食品については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）で定める食品表示（以下「食品表示」という。）の枠外に「しまねエコ農産物使用加工食品」と表示を行うことができる。

2 表示を行う場合の留意事項

- (1) 原材料として使用されるしまねエコ農産物又はしまねエコ農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と混合するおそれのないように管理を行うこと。
- (2) 製造又は加工されたしまねエコ農産物加工食品が、農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理を行うこと。
- (3) 加工食品製造事業者は、加工原料として入荷するしまねエコ農産物について栽培管理記録の写しの提供を受けることとし、次の事項を記載した製造管理記録を作成し、3年間保管しなければならない。製造管理記録の記載例は、別記6のとおりとする。
 - ア 加工食品製造事業者の氏名（名称）及び住所（所在地）
 - イ 加工食品の名称
 - ウ 使用する原材料名及び使用割合
 - エ 原材料の入荷先氏名及び住所
 - オ 原材料の入荷年月日及び入荷量
 - カ 製造期間及び製造量
 - キ 出荷先の氏名及び住所
 - ク 出荷期間及び出荷量
- (4) 流通関係者は、しまねエコ農産物使用加工食品においても、第4の3に準じて義

務を負うものとする。

(5) 表示禁止事項については、第4の4を準用する。

第7 情報の提供

(1) しまねエコ農産物

生産者は、消費者、流通業者等の信頼を得るため、しまねエコ農産物の栽培期間中のほ場管理に関する情報等を積極的に提供しよう努めるものとする。また、栽培責任者は、このガイドライン表示の信頼性の確保のため、消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、第5の3(3)による栽培管理記録等を基に説明を行うものとする。

(2) しまねエコ農産物使用加工食品

加工食品製造事業者は、消費者、流通業者等の信頼を得るため、しまねエコ農産物使用加工食品の製造工程等に関する情報等を積極的に提供しよう努めるものとする。また、消費者等から原材料や製造工程等に関する照会があった場合には、第6の2(3)による栽培管理記録の写し並びに製造管理記録等を基に説明を行うものとする。

第8 その他

島根県は、このガイドラインに基づく表示の普及を図るため、事業者及び消費者の啓発に努めるほか、ガイドラインに関する照会（個別の表示内容については除く）に対応するものとする。

また、第4の2(5)により、島根県が慣行レベルを策定又は確認した場合にあっては、その内容を外部に公開し、生産者、流通業者、消費者等関係者への周知に努めるものとする。

なお、各慣行レベルについては、適宜見直すよう努めるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和2年11月1日から施行する。